24　法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等の同条第十六項に規定する譲渡等（以下この項において「譲渡等」という。）につき同条第十六項の税務署長の承認を受けた受贈者は、当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る同項に規定する代替農地等を当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした場合には、当該農業の用に供した後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び公共事業施行者の当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした同項に規定する代替農地等の当該譲渡等の時における価額を明らかにする書類（当該農地又は採草放牧地のうちに平成三年一月一日において法第七十条の四第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する同条第一項に規定する農地又は採草放牧地がある場合には、これらの書類及び当該農地又は採草放牧地が同項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する当該農地又は採草放牧地の所在地を管轄する市長又は特別区の区長の書類の写し）を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。

一　当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所

二　当該承認に係る譲渡等があつた日及び当該譲渡等の対価の額

三　法第七十条の四第十六項第三号の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした同項に規定する代替農地等の地目、面積、その所在場所及び取得年月日その他の明細

四　その他参考となるべき事項

第二十三条の七第二十項中「第四十条の六第二十五項」を「第四十条の六第二十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22　施行令第四十条の六第二十九項の申請書（法第七十条の四第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の法第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡の場合であつて、当該譲渡があつた日から一年以内に農地又は採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地について法第七十条の四第十五項の承認を受けようとするときにおける当該承認に係る申請書に限る。）又は施行令第四十条の六第三十二項の申請書を提出する受贈者は、これらの申請書に、法第七十条の四第十五項又は第十六項に規定する譲渡等があつた農地等に係る公共事業施行者（法第三十三条の四第三項第一号に規定する公共事業施行者をいう。第二十四項において同じ。）の買取り等（同号に規定する買取り等をいう。）の年月日及び当該買取り等に係る農地等の明細を記載した当該買取り等があつたことを証する書類を添付しなければならない。

第二十三条の七第十九項中「第四十条の六第二十三項」を「第四十条の六第二十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第四十条の六第二十二項」を「第四十条の六第二十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第四十条の六第二十項」を「第四十条の六第二十二項」に改め、同項第一号中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項第三号中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第四十条の六第十九項第三号」を「第四十条の六第二十一項第三号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第四十条の六第十六項第三号」を「第四十条の六第十八項第三号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項第一号中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第四十条の六第十六項第二号」を「第四十条の六第十八項第二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十条の六第十八項第二号」に、「第四十条の六第十三項各号」を「第四十条の六第十五項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第一号中「第六項」を「第七項」に改め、同項第三号中「第七項」を「第八項」に、「第四十条の六第十五項第二号」を「第四十条の六第十七項第二号」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第四号中「第四十条の六第十四項」を「第四十条の六第十六項」に改め、同項第六号中「第四十条の六第十五項各号」を「第四十条の六第十七項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四十条の六第十五項第一号」を「第四十条の六第十七項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四十条の六第十三項に」を「第四十条の六第十三項各号」を「第四十条の六第十五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第四十条の六第十二項」を「第四十条の六第十四項」に、「又は第十六項第三号」を「、第十六項第三号又は第十七項第三号」に改め、「ものの額」の下に「又は施行令第四十条の六第三十四項に規定する代替農地等価額」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「第四十条の六第九項第一号」を「第四十条の六第十一項第一号」に改め、同項第二号中「第四十条の六第九項第二号」を「第四十条の六第十一項第二号」に改め、同項第三号中「第四十条の六第九項第三号」を「第四十条の六第十一項第三号」に改め、同項第四号中「第四十条の六第九項第四号」を「第四十条の六第十一項第四号」に、「農地保有合理化事業（」を「農地売買等事業（」に、「農地保有合理化事業」を「農地売買等事業」に改め、同号イ中「農地保有合理化事業」を「農地売買等事業」に、「農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構」に改め、同号ロ(2)中「第十一条の十二」を「第十一条の十四」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　施行令第四十条の六第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地が農地法第三十六条第一項各号に該当する旨

二　前号の農地の地目、面積及びその所在場所並びに当該農地につき法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者の氏名及び住所又は居所

三　その他参考となるべき事項

第二十三条の七の二第二項第一号中「農業経営基盤強化促進法第八条第一項」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同項第二号ロ中「第十一条の十二」を「第十一条の十四」に改め、同条第六項第一号中「第四十条の六第四十六項第一号」を「第四十条の六第五十二項第一号」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同項第二号中「第四十条の六第四十六項第二号」を「第四十条の六第五十二項第二号」に改め、同項第三号中「第四十条の六第四十六項第三号」を「第四十条の六第五十二項第三号」に改め、同条第十項中「前条第三十九項及び第四十三項」を「前条第四十二項及び第四十六項」に、「同条第三十九項」を「同条第四十二項」に、「同条第四十三項第三号」を「同条第四十六項第三号」に、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改める。

第二十三条の八第一項中「第四十条の七第三項」を「第四十条の七第四項」に改め、同条第二項中「第四十条の七第四項」を「第四十条の七第五項」に改め、同条第三項中「第七十条の六第三十一項の」を「第七十条の六第三十一項の」に改め、同項第一号中「第七十条の六第三十項」を「第七十条の六第三十一項」に改め、同項第八号中「第四十条の七第三十項」を「第四十条の七第三十二項」に改め、同項第九号中「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「第四十条の七第三十四項」を「第四十条の七第四十一項」に、「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける同項に規定する農地若しくは採草放牧地又は準農地のうちに、当該農地若しくは採草放牧地又は準農地の法第七十条の四第十六項に規定する譲渡等につき受けた同項の税務署長の承認で施行令第四十条の七第三十六項の規定により法第七十条の六第二十項の規定による税務署長の承認とみなされるものがある場合には、その旨、当該譲渡等があつた年月日、当該譲渡等の対価の額及び当該譲渡等に係る当該農地若しくは採草放牧地又は準農地の明細を記載した書類

第二十三条の八第三十五項中「第二十三条の七第四十三項」を「第二十三条の七第四十六項」に、「第七十条の六第四十二項」を「第七十条の六第四十三項」に、「第七十条の四第三十七項」を「第七十条の四第三十八項」に、「第七十条の六第二十七項」を「第七十条の六第二十八項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十四項中「第四十条の七第十項、第十一項及び第六十七項」を「第四十条の七第十二項、第十三項